

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則  
第49条第1号に規定する知事が認める者の認定等に関する要領

(目的)

**第1条** この要領は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成26年経済産業省・環境省令第7号。以下「省令」という。）第49条第1号に規定する第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者として知事が認める者（以下「省令第49条認定事業者」という。）の認定等に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この要領において使用する用語は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）及び省令において使用する用語の例による。

(認定の方法)

**第3条** 知事は、省令第49条認定事業者の認定を受けようとする者からの申請に基づき、これを認定するものとする。

(認定の申請)

**第4条** 省令第49条認定事業者の認定を受けようとする者は、その業務を行う事業所ごとに、申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合においては登記簿の謄本）
- (2) フロン類及びフロン類の充填・回収方法について十分な知見を有する者が配置されていることが確認できる書類
- (3) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の許可を受けていること又は同条第2項の届出を行っていることを証する書類
- (4) 高圧ガス保安法第20条の4第1項の届出を行っていることを証する書類
- (5) 業務用冷凍空調機器の関係業界団体が設置する回収冷媒管理センター等に認定されていることを示す書類

(認定の基準等)

**第5条** 知事は前条の申請があったときは、その申請の内容が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定するものとし、その旨を認定書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- (1) 第一種フロン類充填回収業者からフロン類を引き取る事業所が県内にあること。
- (2) フロン類の性状及びフロン類の充填・回収方法について十分な知見を有する者が配置されていること。
- (3) 高圧ガス保安法第5条第1項の許可を受けていること又は同条第2項の届出を行っていること。

- (4) 高圧ガス保安法第20条の4第1項の届出を行っていること。
  - (5) 業務用冷凍空調機器の関係業界団体が設置する回収冷媒管理センター等に認定されていること。
  - (6) 申請者が法第29条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- 2 知事は、省令第49条認定事業者の認定を受けた者が、前項の基準に不適合となった場合、関係法令に違反したと認められる場合又は知事の指導に従わない場合は、認定を取り消すこととする。

(変更の届出)

**第6条** 省令第49条認定事業者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に変更届出書（第3号様式）に当該変更の内容を明らかにする書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地

(廃止等の届出)

**第7条** 省令第49条認定事業者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から30日以内に、廃止等届出書（第4号様式）を知事に提出するものとする。

- (1) 死亡した場合
- (2) 法人が合併により消滅した場合
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合
- (5) 事業を廃止した場合

(記録の作成)

**第8条** 省令第49条認定事業者は、省令第49条第1号ロに定める次の各事項について記録（第5号様式の1又は2）を作成し、当該記録をその作成の日から5年間保存するものとする。

- (1) フロン類を引き取った年月日及び引き取ったフロン類の種類ごとの量
- (2) フロン類の引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- (3) フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量
- (4) フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量

(報告)

**第9条** 省令第49条認定事業者は、省令第49条第1号ニに定める次の各事項について、年度終了後45日以内に、報告書（第6号様式）により知事に報告するものとする。

- (1) 前年度において引き取ったフロン類の種類ごとの量
- (2) 前年度の年度当初に保管していたフロン類の種類ごとの量
- (3) 前年度において第一種フロン類再生業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量

- (4) 前年度においてフロン類破壊業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量
- (5) 前年度の年度末に保管していたフロン類の種類ごとの量

(その他)

**第10条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### **附 則**

この要領は、平成19年11月22日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年10月18日から施行する。